



# 第1章

## 計画の概要







# 第1章 計画の概要

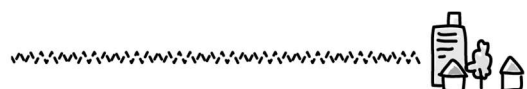
## 1 計画策定の背景と趣旨

国では「社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）」により、子どもを生き育てやすい社会を目指して、新たな子ども・子育て支援制度が創設され、平成24年8月には『子ども・子育て関連3法』が成立しました。「子ども・子育て支援新制度」は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取組を行うものであり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとした子ども・子育て支援法の考えを基本に、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的にしたものです。

本市では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、乳幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「能代市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、平成27年度より5か年計画で、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進してきました。しかし、社会情勢は少子化の流れが止まることなく急速に進行しているほか、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、育児が孤立化し、子育ての負担感は増している状況です。

その後、国では、平成29年6月に待機児童対策として「子育て安心プラン」を策定し、保育の受け皿の確保等を進めているほか、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化をスタートし、経済的負担の軽減と少子化対策を進めています。

これらを踏まえて、本市では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子ども・子育て会議」における議論を通して、本市における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の計画的な推進体制に関する事項を盛り込んだ「第2期能代市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、この本計画をもとに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた全ての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。





## 2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

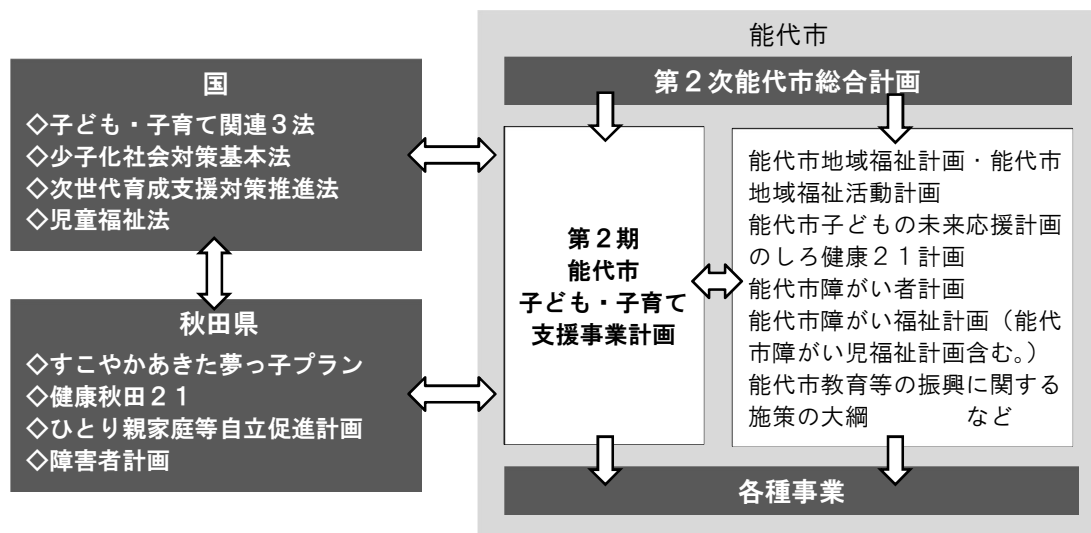
また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、第1期計画との整合性を図って推進していきます。

## 3 他計画との関係

本市の最上位計画である第2次能代市総合計画（平成30年度から令和9年度）では、「人と人との“和”」「地域資源で活力を生む“環”」「未来へつなぐ安心の“輪”」の3つの“わ”による元気なまちをめざし、「わ」のまち能代」を将来像として掲げ、様々な施策を展開することとしています。「子どもを生き育てやすい環境づくり」を重要課題として位置付けられており、本計画は第2次能代市総合計画との整合性を図りながら施策を展開する必要があります。

また、関連する「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」「能代市子どもの未来応援計画」「のしろ健康21計画」「能代市障がい者計画」「能代市障がい福祉計画（能代市障がい児福祉計画含む。）」「能代市教育等の振興に関する施策の大綱」などとの整合性を図るよう努めました。

### ■ 他計画との連携





## 4 計画期間

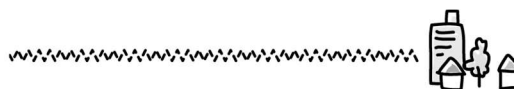
子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年を1期の計画期間として策定することとされています。

このことから、本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズ等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

### ■ 計画期間

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31(R1) 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
能代市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期能代市子ども・子育て支援事業計画				



## 5 子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正

市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項として、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の点に留意するよう令和元年9月に国の基本指針が改正されました。

### ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村における教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に関すること。

### ② 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う取組

平成30年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴い、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型の推進に関すること。

### ③ 児童虐待防止対策の見直し

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護者の体制等の充実等に関すること。

### ④ 社会的養護施策との連携

- ・子育て短期支援事業の確保に関すること
- ・人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）への支援に関すること。